

当面想定される主な検討事項（例）

1. データ時代における学校健診情報をめぐる現状について

【現状等】

- 学校健康診断は、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施。〔学校保健安全法第13条〕
- 学校健康診断の実施に関しては、実施時期や結果の取扱い等について、法令上規程が置かれている。
 - ・毎学年、6月30日までに実施し、結果を21日以内に本人・保護者に通知するとともに、疾病の予防処置や治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとる。〔学校保健安全法第14条、同法施行規則第5条、同規則第9条〕
 - ・学校は健康診断票を作成し、進学や転学の際には、進学先・転学先の学校に送付する。〔同規則第8条〕
 - ・学校においては、健康診断に関する表簿を備えなければならない（指導要録や出席簿等と同様）。〔学校教育法施行規則第28条第1項第4号〕
- 現在、学校健康診断結果は紙ベースで管理されているケースが少なくないが、これが電子化されれば、
 - ・健診時点のみならずそれまでの発育や健康状態の経過等を含めた情報を合わせて把握・蓄積することにより、保健指導や本人の健康の保持増進にもより効果的に役立てることが期待される。

＜参考＞

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR (Personal Health Record) を推進することとされている。

 - ・教育委員会の中には、健康診断結果等のデータの分析を外部委託している例や、保健部局と連携してデータ分析を行っている例などもみられる。また、例えば「学校保健統計」においても、より詳細なデータを収集しやすくなり、分析の充実を図りやすくなること等も期待される。
 - ・学校間のデータの引き継ぎ等において、学校保健業務の効率化を図ることも期待される。

2. 学校健康診断情報の電子化にかかる課題について

(1) 電子化すべき項目・内容について

【現状等】

- 健康診断項目は法令上定められている。〔学校保健安全法施行規則第6条〕
 - 健康診断票の様式例（※）には、いくつかの項目について、「病名又は異常名」の記載欄が設けられている（「脊柱・胸郭・四肢」「眼の疾病及び異常」「耳鼻咽喉疾患」「皮膚疾患」「結核」「心臓」「尿」等）。しかし、実際の記載のあり方は様々である。
 - ・例えば、「心臓」「尿」については、二次健診までを行っている地域もあり、検査の方法が地域によって異なるケースがある。
 - ・後日、再検査等により得られた病名について児童生徒等から報告を受け、これを健康診断票ではなく、別途個人用の記録用紙に記載している学校もある。
 - ・なお、「学校保健統計」の実施に際しては、「アトピー性皮膚炎」「ぜん息」「腎臓疾患」「言語障害」を除き、病名等の情報までは集計されていない（「疾病・異常者」の数のみが集計されている）。
- （※）様式例は、文部科学省通知により参考として示されている。

○現行の健康診断票にある項目について、PHRの観点を踏まえ、どの項目の、どのような内容まで電子化することが必要か。（その前提として、各項目における記載内容について整理・統一することも必要か。）

○健康診断・学校保健事務の実態を踏まえ、留意すべき事項はないか。

(2) 電子的記録様式の在り方について

【現状等】

- 健康診断票の様式例は、文部科学省通知により参考として示されている。
- 健康診断票の電子的記録様式は、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が業界標準を定めているが、これによらず独自の様式を用いている学校もある。
- 健康診査結果のデータを提出する際の標準的な電磁的記録としては、原則として XML で記述すべきこととされている。（「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会健康診査等専門委員会報告書」（令和元年 8 月））
- 乳幼児健診については、マイナポータルを通じてデータ提供を行うため、厚生労働省において、標準的な電子的記録様式を定めている。（データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書（平成 30 年 7 月））

OPHR の観点からは、乳幼児期健康診断をはじめ、他の健康診断結果とあわせた活用を円滑にできるような形にすることが必要ではないか。

○様式を統一するために、法令等により一律に定めることについてどう考えるか。

○現場の負担を最小限度にするためには、どのような工夫が考えられるか。

○紙の書類ではなく、電子的記録により事務を処理するよう改める場合に、整理・整備すべき事項はないか（押印、セキュリティのあり方、他）。

(3) 学校や教育委員会における電子化の取組の推進について

【現状等】

- 「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画（２０１８～２０２２）」において、統合型校務支援システムの１００％整備等を目標とした地方財政措置がなされている。
しかし、学校健康診断情報を電子的に記録している割合は６割程度。
- また、学校保健に関しては、統合型校務支援システムとは別に、独自のソフトを導入している学校も多い。
（電子的に記録している学校のうち、統合型校務支援システムの保健管理機能を利用しているのが７２％、統合型でない保健管理独自のシステムを利用しているのが１８％、その他（エクセル等）が１０％）
- 健康診断結果（学校健康診断も含めて）等の情報を本人や家族に電子記録として正確に把握し、生涯を通じた健康管理に役立てるＰＨＲの推進のため、必要な論点について現在政府において検討しているところ。

○電子化の取組を一律に進めるため、電子的な標準様式の導入を義務付けることについて、どのように考えるか。

＜参考＞

乳幼児健診の例を見ると、健診結果について、各市（区）町村は他市町村から照会があった場合に情報提供を行うこと（マイナンバー制度における情報連携）が法律上規定され、電子的な対応が必須となっており、その上で、ＰＨＲへの対応として本人に健診結果を電子記録で提供する際には、マイナポータルを通じて行うこととされている。
他方、学校健康診断に関しては、このような法律上の前提がない。

3. 学校健康診断情報の利活用について

【現状等】

- 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR（Personal Health Record）を推進することとされている。
- 特に、乳幼児期との接続については、上記閣議決定において「乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める」こととされている。
乳幼児健診については、2020年度中から、マイナポータルを通じたデータ提供が開始される予定である。
- 教育委員会の中には、健康診断結果等のデータの分析を外部委託している例や、保健部局と連携してデータ分析を行っている例などもみられる。

○学校健康診断情報を利活用する際に、どのような事項に留意すべきか。

○乳幼児期と学童期の健康情報の一元的な活用に関して、どのように取り組むべきか。

＜参考＞

平成29年1月に総務省行政管理局より、乳幼児健診や就学時健康診断において、発達障害が疑われる児童の発見のために取り組むとともに、乳幼児健診の結果等の進学先への積極的な引き継ぎを促進することなどを含む勧告を受けている。